

# 仕 様 書

## 1 目的

この業務は、広島市立リハビリテーション病院及び自立訓練施設並びに広島市健康福祉局障害福祉部身体障害者更生相談所（以下、「広島市立リハビリテーション病院等」という。）の自家用電気工作物等の安全かつ良好な運転状態を保持するとともに、異常時の迅速かつ適切な対応体制を常時確保するために行うものとする。

## 2 業務の範囲

業務の範囲は、この仕様書に定めるもののほか、発注者の保安規程（電気事業法第42条第1項の規定に基づき中国四国産業保安監督部長に提出しているもの）及び受注者の規程（経済産業大臣の承認を受けたもの）により、受注者が行うべき業務とする。

## 3 業務の実施に当たっての留意事項等

### (1) 保安業務担当者の資格要件

ア 電気事業法施行規則第52条の2第2号イに規定する要件を満たす資格を有し、かつ、電気保安法人の従業員である保安業務担当者を選任すること。

イ 保安業務の職務のみを専従とした保安業務担当者を選任すること。

### (2) 保安業務担当者の兼任

保安業務担当者を他の施設の保安業務担当者として兼任させる場合には、当該保安業務担当者について算定した平成15年経済産業省告示249号第3条第1項に規定する換算係数の総和が、同条第2項に掲げる値未満であること。

### (3) 提供する役務の品質保証

ア 提供する役務（点検、試験、事故処理、相談等）について、電気事業法施行規則第52条の2第2号ニの規定に基づき、マネジメントシステムを構築し、レビューを実施していること。

イ 保安業務担当者と保安業務従事者が指揮命令関係にあり、点検・報告等の業務分担が明確となっていること。

### (4) 連絡責任者

受注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため、発注者と連絡・協議する責任者を選任するものとする。

## 4 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

(1) 受注者が行う業務の対象設備は、別添（主要設備構成）のとおりとする。

(2) 点検の内容

① 点検項目・内容・周期等は、別紙1のとおり。

② 別紙の点検の周期の表記は、別紙2による。

(3) 保守の内容

点検の結果に応じ実施する保守の内容は、次のとおりとする。

① 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃

② 取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

③ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め

④ 次に示す消耗部品の交換又は補充

ア 潤滑油、グリス、充填油等

イ ランプ類、ヒューズ類

ウ パッキン、ガスケット、Oリング類

エ 精製水

- ⑤ 接触部分、回転部分等への注油
  - ⑥ 軽微な損傷がある部分の補修
  - ⑦ 塗装（タッチペイント）
  - ⑧ その他これらに類する軽微な作業
- (4) 関係法令等  
業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。
- (5) 点検及び保守の実施
- ① 点検及び保守の実施に当たっては、本施設の主任技術者（電気事業法に規定する主任技術者をいう。）と十分協議を行うこと。
  - ② 点検を行う場合には、あらかじめ発注者から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
  - ③ 点検及び保守を行うに当たっては、作業の対象又はその周辺に汚損等の損害を与えることのないよう、適切な養生を行う。
  - ④ 点検は、原則として目視、触接又は軽打等により行う。
  - ⑤ 受注者は、電気事業法施行規則第52条の2第1号ハ、第2号ロに規定する機械器具を保有しなければならない。  
また、業務に使用する測定機器（交流電圧計、交流電流計、絶縁抵抗計、接地抵抗計）は、国の基準を満たした方法で校正・誤差試験を実施すること。測定機器の校正・誤差試験の周期は1年未満とし、その試験結果の記録を台帳管理すること。合格品には校正試験合格シールを貼付し、実施日を明示すること。
  - ⑥ 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。
  - ⑦ 保守は、点検の結果に基づき、劣化又は異常の状態に見合った適切な措置を受注者においてとるものとする。ただし、劣化又は異常の状態が著しく、保守の内容が高度又は専門の技術等を要すると判断される場合は、発注者と協議する。
- (6) 応急措置等
- ① 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により、応急措置を講じるとともに、速やかに発注者に報告する。
  - ② 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに発注者に報告する。
  - ③ 応急措置、危険防止措置にかかる費用は、発注者との協議による。
- (7) 故障時の対応及び緊急時の協力体制
- ① 設備機器等について故障等が発生し、発注者の指示があったときは、直ちに作業員を派遣し、故障等の原因を調査、報告するとともに、適切な措置をとる。
  - ② 受注者は、緊急時における宿直・連絡・応動体制等の協力体制について明確にし、①の復旧措置等を実施できる体制を確保すること。
  - ③ 受注者は、遠隔監視により異常データを受信し、又は発注者若しくは発注者の指示を受けた別発注の「広島市立リハビリテーション病院等建物総合管理業務」の受託者から通報を受けたときは、常に、1時間以内に復旧措置等を実施しなければならない。また、広域災害時における具体的な対応策について、発注者に説明できるようにすること。
- (8) 点検及び保守に伴う注意事項
- ① 点検及び保守の実施の結果、対象設備を現状より悪化させてはならない。
  - ② 点検及び保守の実施に当たり、仕上材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ発注者の承諾を受ける。

## 5 受注者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、発注者の負担とする。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。
- (4) 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。
- (5) 業務の報告書等の用紙及び消耗品は、受注者の負担とする。
- (6) 業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、受注者の負担とする。
- (7) 業務の性質上当然実施しなければならないもの及び軽微な事項で、契約図書に記載のない附帯的業務は、受注者の負担において行う。

## 6 委託業務実施計画書等

### (1) 外部委託承認書類

受注者は、契約締結後速やかに、次の書類を提出して発注者の承認を受けなければならない。変更があった場合も同様とする。

- ① 現場責任者（保安業務担当者）及び従事者の氏名及び資格等を証する書類の写し
- ② 電気保安管理業務契約状況調書
- ③ 到達時間確認書（地図・距離・交通機関等を明記したものとする。）
- ④ 緊急時協力体制（具体的かつ詳細なものとする。）
- ⑤ 保安管理業務以外の職務を兼務しない旨の誓約書
- ⑥ 所有機械器具一覧表（校正・誤差試験記録を含む。）
- ⑦ 所有絶縁保護具・防護具一覧表（耐圧試験記録を含む。）
- ⑧ 損害賠償保険の保険証の写し
- ⑨ 労働災害総合保険等の保険証の写し
- ⑩ 法人の実績証明書
- ⑪ 法人のマネジメントシステム文書（社内規約等）
- ⑫ 法人の指揮命令体制及び業務分担表
- ⑬ 保安業務従事者が法人の従業員である証明書（健康保険証等）

- (2) 受注者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、緊急時における連絡先・対応体制等、業務を適正に実施するために必要な事項を総合的にまとめた委託業務実施計画書を作成し、発注者へ提出し、承諾を受ける。ただし、軽微な業務等で発注者が必要が無いと認めた場合はこの限りではない。

## 7 現場管理

### (1) 現場責任者

- ① 現場責任者は、従業員に作業内容及び発注者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。
- ② 現場責任者は、従業員以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、現場責任者は従業員を兼ねることができる。

### (2) 業務日程等

現場責任者は業務を行う日時及び作業方法等の詳細を発注者と協議し決定する。

### (3) 業務の安全衛生管理

従業員の労働安全衛生管理については、現場責任者がその責任者となり、関係法令にしたがって行う。

### (4) 危険防止の措置

- ① 安全の確保：業務の実施に当たっては、労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めること。
- ② 単独作業の禁止：高圧回路の停電、送電操作を伴う作業、高圧近接作業、又は高所作業を行

う場合は、安全確保のため監視者をおいて複数で作業を実施するよう努めること。

③ 保護具、防護具

ア 高圧近接作業に必要な絶縁用の防護具、保護具を常備し、当該作業を行う場合は、これらを使用しなければならない（労働安全衛生規則第342条・第343条）。

イ アに掲げる防護具、保護具について、定期的に（6か月に1回以上）耐圧試験を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない（労働安全衛生規則第351条）。

④ 作業を行う場所又はその周辺に第三者がいる場合又は立入るおそれがある場合には、発注者に報告の上、危険防止に必要な措置をとる。

⑤ 業務終了後は施錠確認を徹底する。

(5) その他

① 業務を行うに際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。

② 現場責任者及び従業員の敷地内での喫煙は、禁止する。

③ 業務に関係ない場所及び室への出入りは禁止する。

## 8 業務の実施

(1) 従業員

発電設備の点検にあたっては、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者に行わせること。

① 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者

② 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者

③ 社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者（自家用発電設備専門技術者）

また、法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者とする。

(2) 服装等

① 現場責任者及び従業員は、業務に適した服装、履物で業務を実施する。

② 現場責任者及び従業員は、名札又は腕章を着けて業務を行う。

(3) 発注者の立会い

業務を行うに際して、発注者の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。

(4) 業務の記録

① 発注者と協議した場合は、協議内容を記録し提出する。

② 点検等を実施した場合には、その内容・結果を記録しておくこと。記録について、発注者より請求された場合は、提出又は提示する。

(5) 委託業務実施報告書

受注者は、点検の良否、交換した部品、測定結果等の業務の結果を委託業務実施報告書としてまとめ、翌月の10日（3月分については、3月31日）までに提出して発注者の確認を受けるものとする。なお、委託業務実施報告書には、それらの状況等を示す写真又は図面等を添付する。

## 9 廃棄物の処理

業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、関係法令等を遵守し適正に処理すること。

## 10 建物内施設等の利用

(1) 居室等の利用

① 供用室及び供用物は、現場責任者の管理のもと、これらを使用する。

② 供用室及び供用物に汚損等の損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧する。

(2) 供用施設の利用

建物内の便所、エレベーター、食堂等の一般供用施設は、利用することができる。

11 作業用仮設物及び持ち込み資機材等

(1) 足場、仮囲い等は、受注者の負担とする。

(2) 足場、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとする。

(3) 受注者が持ち込む資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。ただし、業務が複数日にわたる場合であって、発注者の承諾を得た場合には残置することができる。なお、残置資機材の管理は、受注者の責任において行う。

(4) 業務で使用する薬品、その他の危険物の取扱いは、関係法令等による。

12 その他

(1) 経済産業局への外部委託承認申請等

受注者は、契約締結後、速やかに申請書類等を作成し、保安管理業務外部委託承認申請、保安規程届その他のこの委託業務の実施に必要な申請手続等を行い、その結果を発注者に報告するものとする。

(2) 契約解除等

受注者が、電気保安法人の外部委託承認に関する審査基準に適合しない等の理由により、承認を得られず、又は取り消された場合、発注者はこの契約を解除し、及び損害の賠償を請求できるものとする。

(3) その他

この仕様書に定めのない事項、疑義を生じたときは、必要に応じて、発注者及び受注者において協議し決定するものとする。